

青色回転灯装着車両による自主防犯パトロール

千葉県警察ホームページ抜粋

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）活動を行うためには、事前に警察本部長の証明を受けている必要があります。次の申請手続きが必要となります。

（平成 18 年の「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」の改正により、申請手続きが簡略化されています。）



- 1 申請ができる団体
- 2 申請手続きの概要
- 3 証明の要件
- 4 手続きの流れ
- 5 千葉県内の運輸支局等
- 6 青色回転灯の装着方法など
- 7 パトロール実施者・使用自動車が増えるとき
- 8 パトロール実施者・使用自動車が減るとき
- 9 団体として青色防犯パトロールを全部やめるとき
- 10 車検証記載事項に変更があるとき（使用者の変更等）

1 申請ができる団体

次のいずれかに該当していること

- 1 県又は市町村
 - 2 知事、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長（以下「知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は知事等から委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織
 - 3 地域安全活動を目的として設立された、一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人
 - 4 地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項の法人（いわゆる NPO 法人）
 - 5 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の市町村長の認可を受けた地縁による団体（いわゆる認可地縁団体）
 - 6 1～5 のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- ※ 3と4は、「地域安全活動を目的として設立」されていることが必要です。

2 申請手続きの概要

- 1 警察署を経由して、警察本部長あてに青色防犯パトロールを適正に実施できる団体であることの証明の申請を行う。
- 2 警察署から「証明書」「標章」「パトロール実施者証」の交付を受ける。

3 2の交付後 15 日以内に運輸支局等で自動車検査証の備考欄に「自主防犯活動用自動車」の記載を受ける。

※ 「証明書」「標章」「パトロール実施者証」は、青色防犯パトロールを実施しなくなったときは、返納が必要です。紛失等しないよう、大切に扱ってください。



3 証明の要件

警察本部長の証明を受けるためには、

1 継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。

原則として週 1 回以上の活動があること。

○ 専ら地域の防犯のために行うものであり、配達、通勤その他の業務を兼ねないこと。

2 予想される事案に対して、適切に対応できると認められること。

○ 自動車に少なくとも 1 名、「パトロール実施者証」を携行する者が乗車していること。

○ 「パトロール実施者証」の交付を受けるために、警察の実施する「青色防犯パトロール講習」を受講していること。

などの要件を満たす必要があります。

4 手続きの流れ

地元の警察署「生活安全課」に申請

【申請書類】

1 [証明申請書](#)

2 [団体・青色防犯パトロールの概要](#)

3 [青色防犯パトロール実施者名簿](#)

4 [誓約書](#)

5 自動車検査証の写し

6 青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真

7 取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料の写し

8 「団体の名称」及び「自主防犯パトロール中」であることの表示について（車体側面に貼るマグネットシート等）、大きさや形状が分かる資料

9 申請ができる団体であると確認できる資料の写し（委嘱状、登記簿、委託契約書、地縁団体台帳等）

※ 6及び8は、青色回転灯及びマグネットシート等を車両に装着した状態で、車両の前後左右から撮影した写真でも可。



警察本部長が
「証明書」「標章」「パトロール実施者証」を交付

交付から15日以内

青色回転灯の取り付け

- ・運輸支局
- ・自動車検査登録事務所
- ・軽自動車検査協会事務所

車検証に
「自主防犯活動用自動車」
と記載



千葉県内運輸支局のサイトへ	http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_chiba/
軽自動車検査協会のサイトへ	http://www.keikenkyo.or.jp/

5 千葉県内の運輸支局等（自動車検査証への記載申請窓口）

○ 自動車検査証への記載申請窓口

申請窓口	所在地	電話番号
千葉運輸支局（本庁舎）	千葉市美浜区新港 198 番地	043-242-7339
野田自動車検査登録事務所	野田市上三ヶ尾 207 番地 22 号	04-7121-0112
習志野自動車検査登録事務所	船橋市習志野台 8 丁目 57 番 1	047-462-6571
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	袖ヶ浦市長浦字拓式号 580 番地 77	0438-63-5592

○ 軽自動車の場合 申請窓口（軽自動車検査協会）

申請窓口	所在地	電話番号
千葉事務所	千葉市美浜区新港 223 番地 8 号	050-3816-3114
千葉事務所 野田支所	野田市上三ヶ尾 207 番地 26 号	050-3816-3117
千葉事務所 習志野支所	船橋市習志野台 8 丁目 56 番 1 号	050-3816-3115
千葉事務所 袖ヶ浦支所	袖ヶ浦市長浦字拓式号 580 番 101	0438-63-2844



6 青色回転灯の装着方法など

- 1 青色回転灯は、固定式・着脱式（マグネット等）のいずれでもかまいませんが、自動車の屋根に1個又は1体のみ装着できます。
- 2 青色回転灯は、光源が点滅するものではなく、回転式の構造でなければなりません。
- 3 青色回転灯は、自主防犯パトロール実施中だけ、点灯できます。
- 4 青色回転灯を点灯してパトロールを実施するときは、「標章」を自動車の後方から見えるよう掲示してください。
- 5 自動車の車体には、「団体の名称」及び「自主防犯パトロール中」であることを明示してください。
- 6 青色防犯パトロール中は、「パトロール実施者証」を携帯してください。
- 7 青色回転灯を点灯してパトロールを実施できるのは、警察本部長が証明書において認めた地域に限られます。
- 8 防犯等を目的とした街宣活動（拡声器による広報等）を併せて行う場合、原則として、1ヶ月（一定の要件を満たす場合は最長6ヶ月）ごとに道路使用許可と許可申請手数料が必要となります（例外等もあるため、詳細は各警察署にご相談ください）。

7 パトロール実施者・使用自動車が増えるとき

- 1 パトロール実施者の追加
 - (1) 青色防犯パトロールを新しく始める者は、警察署において青色防犯パトロール講習を受講し、青色防犯パトロール講習受講証明書の交付を受けてください。
 - (2) 団体の代表者は、[パトロール実施者変更申請書](#)に、追加する者の青色防犯パトロール講習受講証明書の写しを添えて、申請してください。
 - (3) パトロール実施者変更申請書は、「新」の欄に追加する者を記載し、「旧」の欄は空欄で構いません（パトロールをやめる実施者もいる場合は、「旧」の欄に記載してください。）。
- 2 自動車の追加
 - (1) 青色回転灯を新たに装着する自動車の使用者は、次の書類を団体の代表者に提出してください。
 - ① 自動車検査証の写し
 - ② 青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真
 - ③ 取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料の写し
 - ④ 「団体の名称」及び「自主防犯パトロール中」であることの表示（車体側面に貼るマグネットシート等）について、大きさや形状が分かる資料※ ②及び④は、青色回転灯及びマグネットシート等を車両に装着した状態で、車両の前後左右から撮影した写真でも可。
 - (2) 団体の代表者は、[証明書記載事項変更申請書](#)に、団体の古い「証明書」と(1)～(4)の書類を添えて、申請してください。
 - (3) 新しい「証明書」の交付後15日以内に、運輸支局等で自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」の記載を受けてください。

8 パトロール実施者・使用自動車が減るとき

1 パトロール実施者の削減

- (1) 青色防犯パトロールをやめるパトロール実施者は、団体の代表者に「パトロール実施者証」を返納してください。
- (2) 団体の代表者は、[パトロール実施者変更申請書](#)に、返納された「パトロール実施者証」を添えて、申請してください。
- (3) パトロール実施者変更申請書は、「旧」の欄にやめる者を記載し、「新」の欄は空欄で構いません（パトロールを新しく始める実施者もいる場合は、「新」の欄に記載してください。）。

2 自動車の削減

- (1) 青色防犯パトロールをやめる自動車の使用者は、団体の代表者に「標章」を返納すると共に、運輸支局等に自動車検査証備考欄の「自主防犯活動用自動車」の記載の削除を申請してください。
- (2) 団体の代表者は、[証明書記載事項変更申請書](#)に、団体の古い「証明書」と返納された「標章」を添えて、申請してください。

※ パトロール実施者が、パトロールをやめ、自動車の提供もやめるときは、上記1、2の両方の手続きが必要です。

9 団体として青色防犯パトロールを全部やめるとき

- 1 団体の代表者は、使用自動車の「標章」及び構成員の「パトロール実施者証」を全て回収してください（使用自動車は、団体の「証明書」に記載されています）。
- 2 団体の代表者は、自動車の使用者に対し、運輸支局等に自動車検査証備考欄の「自主防犯活動用自動車」の記載の削除を申請するよう、指導してください。
- 3 団体の代表者は、[返納届](#)に、団体の古い「証明書」並びに回収した「標章」と「パトロール実施者証」を添えて、届け出てください。

10 車検証記載事項に変更があるとき（使用者の変更等）

1 【ご注意】

自動車検査証記載事項のうち「使用者の氏名」又は「使用の本拠の位置」に変更がある場合、自動車検査証備考欄の「自主防犯活動用自動車」の記載は抹消されるため、青色防犯パトロール活動はできなくなります。

2 引き続き当該車両でパトロールをするとき

- (1) [使用自動車が増えるとき（自動車の追加）](#)と同様の手続きにより、[証明書記載事項変更申請](#)を行ってください（使用者等を変更する書き換えを行います）。
- (2) 新しい「証明書」の交付後15日以内に、運輸支局等であらためて自動車検査証備考欄に「自主防犯活動用自動車」の記載を受けてください

3 当該車両ではパトロールしないとき

- (1) [使用自動車が減るとき（自動車の削減）](#)と同様の手続きにより、[証明書記載事項変更申請](#)を行ってください（車両を抹消する書き換えを行います）。